

西 関

## 労災・職業病

No. 4  
74.4.18

労災職業病を斗う  
活動家関西ブロック

労働者  
安全センター

編集代表・高橋  
正 (493)-2660

\*\*\*\*\*

### 七四春斗を斗いぬき

さらなる労災・職業病斗争を!

\*\*\*\*\*

編集部

### 七四春斗に対するかかわり

言うまでもなく、労働災害、職業病、公害はもはや健全な資本主義的生産方式をも一切無視しきった資本による合理化攻撃による生産物であることは明らかである。この事実をタマエとして、日本の労働運動はあまりにも多く語りすぎた。お喋りだけで労働者、住民の命が教えるとしたら、斗いといふものほど楽なものはない。問題はタマエとは裏腹の本音として、独占資本をはじめとした支配階級の人殺し合理化を少々の賃上げとのパートー取引を安易に受け入れる体質が今尚、労働運動の中に根強く存在していることにこそ、事態の深刻さがある。

七四春斗は交運労働者の斗いを軸にかつてない規模で斗われつつある。

資本主義社会最高の物価上昇率、独占資本によってつくり出された品不足、石油危機、そして大企業による未曾有のボロ儲けは、労働者階級の激しい怒りをまきおこし、大巾賃上げ斗争として一部組合幹部の思惑をものりこえて噴出しようとしている。

國労新幹線保線の仲間は「俺たちのじん肺斗争を」とマンモス組織の中で苦斗している。また南大阪の全港湾、全金を中心とした先進的な部隊は、地域共斗組織としての「南大阪労災職業病対策会議」を近く結成する。

職場労働者の実力斗争を背景とした「災害源除去」の斗いこそ、過去の労災斗争の到達点であることを七四春斗を斗いきらんとする仲間に訴え、春斗をも参議選のカンバニアに解消せんとする一部勢力の非劣な策動をのりこえ、あらゆる合理化を許さぬ大巾賃上げ獲得の斗いの大爆発を全力をあげてからとろう。

そして、実力で七四春斗を斗いぬく中で、賃金斗争としての春斗の後に予想される資本の大合理化攻撃に対し、さらなる労災・職業病斗争の組織的強化を進めよう。

× × ×

## 第二回関西集会 からの報告

## 反合斗争の徹底で 反公害斗争との

反公害斗争との共斗を

また、今春の最も3月30日、脱硫装置の欠陥により火災が発生したが、その後、第一組合は保安上の抗議ストを打ち、反公害構成北連絡会と共斗してゼネラルとの大衆団交をかちとった。これらは、ある意味で（労住共斗）が成功したものいえます。もちろん、住民も独自に抗議し、第一組合は安全の点検・確保を要求して、会社を追及したわけであるが、全体としてある一定

第一組合では、労働者による公害斗争を加害企業内からの告発運動からさらにはすすみ、反合斗争の延線上にあると位置づけていた。まさに、労働者にとって、そういう反公害斗争こそ資本の魔力と真正面から激突する斗いである。

全金日本計算器峰山支部  
以前から、活動家の配転、降格を行ない、ガードマンを雇つて組合活動に挑発と弾圧をかけていた日本計算器に対し、組合はねばり強い団結で、地域の労働者、住民の支援をかちとつていた。



日常化した配転攻撃の結果、職場には熟練者がいなくなり、特にメック場ではひどかった。こうした中で、シアンガスによる労働者の訴えが現われた。しかし、会社は組合による共同調査の申請を拒否した。そこで、組合は独自に調査し、メック工場の廃

水が田植時の稻に被害をおよぼしている。また、労基局での調査で職場で 30 P.M のシアソガスの発生があつた事がわかつた。  
そこで、地域の労働者、被害を受けている農民に対し、会社の無責任をピラで訴えた。これに対し会社は、ピラの内容に「シアソガスの発生と水稻被害」を記したことあげ、「名譽毀損」で組合三役を懲戒解雇した。組合では、もちろん解雇撤回斗争を決め、裁判にもうちこんだ。さらに、京大災害研などの研究者、学生

現在、会社は組合つぶしに失敗したあと、莫大な赤字（三億円をかえ倒産寸前で、給料も遅配の状態である。今後、企業再建斗争を組むが、中途半端な妥協をせざやつていきたい。

△経験交流から△

三井東洋高圧の一組合員 ゼネ石油の第一労組と同様、場で反公害斗争を取組んでいる。現在、労働組合のなかで少数派運動として反公害斗争を活動しているが、一部にみられる告発連

動としての組織であつてはいけないと思つてゐる。住民の皮公害斗争から学んだことは、生活権の侵害に反発して運動を起したことである。企業内では、権利斗争として反合理化斗争－反公社斗争を組織することの重要さが意識として理解されても、運動

として現実化されないむずかしさがある。

**ある染物会社の労働者** 勤務先の企業が排出物を河川へタレ流していることを、どのようになくするかを仲間と考えている時、会社は先取り的に話し合いの窓口をつくってきた。そして、このことによって労働者の反公害意識をしすめようとしてきた。

**植田マンガン公害反対を支援する労働者** 東大阪の地域で植田マンガンの公害をうけている住民を支援している。現在、マンガン中毒の患者が約30名発生しているが、これは京大、阪大の労働研の協力により判明した。ところが、大阪府は6月の健康診断で「異常なし」と発表し、逃げている。植田マンガン公害反対の斗争にとって現在、最も困っているのは、内部の労働者の運動がないことで、同じ地域の労働者として、非常にはがゆく思う。

**住友化学の労働者** 5月大分工場での火災、12ヶ月間操業停止、再開後にも約一千人の被害、また新居浜工場のオキシダントの発生など、住友化学は日本中いたるところで地域住民に公害をばらまいている。それゆえ、会社は「公害については労使一体で解決しよう、内部告発はするな」と、労働者に「加害者性」をおしつけ、思想統制をし、住民に対する被害を労働者に説得させ、操業再開をはかっている。大企業の内ではこのようなことは一般的とおもっているのであり、公害に反対する労働者の意識がおさえられる。現在の労働運動はこの事に有効に対処できない。

#### △討論から▽

**司会** 労働者ないし労働組合が、反公害斗争において、住民の側に立つと言うことはどういふことを意味するのかがこの分科会の中心テーマです。確かに、生活次元でいえば、公害の被害がある地域に住んでいるということであり、地域住民と居住を同じ

くすることあります。しかし、さらに労働者階級の立場をふまえるならば、職場での反合斗争をもつてのみ地域の反公害斗争との共斗が真にかちとれるのではないでしょか。職場での反合斗争をぬきにした公害斗争への「連帶」は、それがたとえ告発運動であつたとしても危険だと思う。

**水俣病を告発する会の一員** あまりにも全体の報告が人ごとすぎるよう思えます。やはり、公害企業の労働者は加害者であつて、第三者ではないと思うが……

**京大毒タレ糾の一メンバー** 告発する会の主張してきた「被害者・加害者」の論理は一面的すぎると思う。労働者が反公害斗争に連帯するには、やはり労働者階級の位置、職場での反合斗争による連帯を考えねばならないと思う。学生として京大で大学当局による毒物タレ流しを糾弾しているのも、学生としての位置を考えた上でのことなのです。

**部落解放同盟の一同盟員** 日本高度経済成長は、低辺労働者（下請、臨時工、パート、現業部門など）に労働災害の被害を集中させ、これをテコにして今日までこれらた。職場における反合斗争をもつて地域の反公害斗争との連帶を、といわれるが、職場での差別からの解放の斗争と公害斗争の関連を位置づけせずして、運動が真に発展すると思われない。

**司会** たしかにそだと思います。職場、地域に差別一分断と斗争運動の質を、反合理化－反公害斗争の中にも、労働者階級としての立場をふまえ、実践的につくりあげていかねばならない。来年の第三回集会では、このことをふくめさらに交流を深めたいと思います。

藤井（尼崎労健協）。小野木（ゼネ石精）

（終）

# 労災・職業病を斗う キキキキキキキキキキキキキキ —シリーズ No. 4 —

慢性的なインフレに対する労働者の怒りは七四春斗一ゼネスト体制として爆発している。

このような現状をみずえ、労災・職業病斗争の発展につれつれはますますはからねばならぬべ。

今回は、新しい職業病として、石油関係の労働者の間に広がっている有機鉛中毒への斗争をゼネラル精川崎支部より、七四春斗下のじん肺斗争を国労新幹線大阪保線所分会より投稿してもらつた。  
(編集部)

ゼネシ精の職業病斗争

1

石油產業上，患者百名以上也

七二年二月、われわれと同じ石油産業に働く労働者から鉛中毒患者が発見された。この鉛中毒は、印刷、新聞などで使用され中毒を引き起す無機鉛でなく、ガソリンなどにアンチノック剤として使用されている猛毒物質・四アルキニ鉛からくる中毒である。われわれの組合は早速、加鉛作業や加鉛ガソリンを取り扱う労働者を対象に問診などを行なった。その結果、会社の行う特殊検診では「異常なし」と言っていた労働者の大半が何んらかの自覚症状を訴え、ある労働者は「原因不明の病気」で十いくつもの病院を転々としていたことがわかった。

七二年五月から自主健診に取り組み、これまでにゼネ石粉より三二名（川崎十三、堺九）の鉛・有機溶剂による中毒患者が発見された。また、われわれだけでなくエフソ、モービル、シェルなどからも鉛中毒患者が発生し、その数は百名を超えていく。

患者が発見されるや、組合と患者代表は、「職業病対策委員会」

を設け、更に、われわれの主体的な「患者会」を作り、ゼネシ精資本の企業責任の追及と、労災認定闘争を両軸に取りこんできた。

ゼネラル資本はこの問題が起きたや、企業内外の御用医者を動

員として「第三組合」員の「健診」を行ない、「異常なし」の結果をもとに中絶妊娠に狂奔してきた。

また、資本家階級にとって心臓部として存在している京浜の地に於いて、日夜、「労働者管理」を担ってきた行政当局（川崎南労働基準監督署）は、七二年の六月二六日、企業の案内で密かに患者の発生した職場の立ち入り検査を行ない、「職場については問題なし」の結論を下した。

こうした中で、われわれ患者は、徹底した職場の点検活動を行ない、資本の安全サポや、安全教育の不備（一切やられてない）を訴訟的な特殊健診などを明らかにし、会社の責任を追及してきた。労働組合も、職場の環境改善要求と、中毒患者への補償要求を会社にぶつけ会社の責任を迫ってきた。

一方、川崎南労基署には労災申請をすると同時に、百項目近い職場の違反申告を行ない、イヤがる監督官を三度に渡って職場へ引きずり込んだ。その結果、二〇項目以上について企業へ「指導・勧告」を出さざるをえなかつた。会社も泣々、数千万円の「投資」で職場の改善を行つてきた。

しかし、ゼネラル精資本は今でも「中毒は発生していない」と開き直り、労基署はわれわれの申請を本局に「りん伺」と称して上げ、職場から離れた所で業務上外の「判定」を下そうとしている。

われわれの闘いは、いま重大な局面をむかえている。①石油資本はこの十月からガソリンの無鉛化を行う中で、この中毒問題を闇から闇に葬り去ろうとしている。②これと呼応して労働省が、「鉛中毒の慢性はなく、四アルキル鉛中毒には無機鉛の基準を使う」と言い出し、全ての労災申請を「業務外」としようとしている。③全国で百人以上の患者が発生しているが、都心を除き治療体制がなく、半数以上の患者が放置されている。しかし、われわれはこの闘いを「患者救済」としてではなく、資本の合理化攻撃を許さぬ闘いとして、他の患者の人達と連帯して闘い抜く決意である。

### 全石油ゼネラル石油労組川崎支部 「鉛・有機溶剤中毒患者会」

事務局長 本田 寿

TEL〇七七二二(六三)七五一四

### 七四じん肺斗争を斗う

国鉄労組大阪新幹線支部保線所分会のじん肺斗争は今、新しい段階に突入しつつある。

分会のじん肺斗争が、たんなる健康を守る運動ではなく、日本列島改造計画、安定経済成長政策の大動脈をなす国鉄の大合理化攻撃への真向からの挑戦であり、他の交通産業に拡大するのは必至であることを、労働者よりも知りつくしている国鉄当局と政府は、新たな攻撃を労働者にしかけている。

国鉄当局の策動を許さないぞ！

今年一月には保線所長、総務課長がクビになつた。分会の斗い

と要求に譲歩しすぎたとして詰め腹を切らされたのはハツキリしている。そして後任の所長は、事なれどスマイル戦術に終止している。

又、じん肺被疑者は、ふんじん作業につかせぬという労組との約束をすりかえ全然仕事を与えずに、心理的なゆさぶりをかけるなどしている。

労働省、労基局は、じん肺法適用の審議のすべてを中央に引きあげ、表面上は、中央じん肺審議会で審議中としているが、実際は労働省内の労働基準局労働衛生課に審査書類を山積みにし、審議の遅延をねらっている。

### 労融対策委、方針決定す

職場では「七四春斗はじん肺春斗だ」として、じん肺斗争を軸に春斗を斗いぬくことを決意しているが、「じん肺斗争は俺らの手の届かないところにいたみたい」という声も聞かれる。

分会の労災職業病対策委員会では、じん肺斗争の当面する方針として

一、他の保線、ふんじん作業職場労働者へのオルグ、共斗をすすめる。そのための武器として、分会の斗争パンフの作製  
一、新所長に大衆団交を要求、前所長との確認事項をせまる（じん肺患者、被疑者をふんじん作業につかせない。作業量の30名、減。関係当局にじん肺法の即時実施を要望。下請の出稼農民に同様の指導をする……）  
一、じん肺法適用をサボっている労働省に、あらゆる抗議行動を行なう。そのための署名運動、国会斗争もすすめる。  
一、下請労働者との共斗を再検討する。当面、下請労働者の健診をサボっている京都労基局に抗議行動を行なう。  
などを決定した。

国労新幹線大阪保線所分会

## 労働安全衛生法批判

(上)

(文責 尼崎労健協 山下・清水・足達)

労働安全衛生法は、戦後の労働運動の高揚期に成立した労基法の四四条と五二条（安全と衛生の条項）を削除し、単独立法としたものである。この事実からしても、安全と衛生を労働条件から切り離し、労基法の全面「改正」をねらう布石として、きわめて反動的な立法である。

労災・職業病斗争を職場の反合理化実力斗争を徹底化する中で展開しようとするとわれわれは、断固として労働安全衛生法反対斗争をすすめねばならない。労働安全衛生法に関する学習会、反対の宣伝活動、集会を職場、地域、学園で構築せねばならない。

## 一 単独立法の経過と背景

労働安全衛生法は、七二年二月十六日国会に提出、三月三日社労委に付託された。当初、総評・共産党の反対にもかかわらず、国会運営の取引によって、あっけなく、自・民・公・社・共の共同修正で、国会を通過し、政令三一八号として施行令が八月公布、七二年十月一日施行が始まった。

当時、七二年四月四日付の「赤旗」では、「労働安全衛生法の問題点」として「一定有利な面」と評価、安全衛生法を賛美することと、その反人民性を暴露した。以後、労働運動の主要組織の賛成とあいまり、安全衛生法への批判はみる影もなく低落した。日本独占は、六十年代の高度経済成長政策をもって、六〇年安保斗争に示された労働者の政治的階級意識を、経済主義一賃金斗争一本に変質させ、帝国主義の超過利潤をもつて一部労働者階級を買収し、労働者、人民内部の差別と分断をすすめる社会排外主義的労働運動の傾向を強化した。

そして、現場では、大資本への系列化、合理化と差別分断が強まり、名目賃金は上がるが、労働条件は悪化し、その結果として、

## 労働者の疲弊状態—労災・職業病の激増が生みだされた。

六七年頃より、雇用政策の一環として、自動車・造船・織維などの産業主による「女子労働規制緩和（生休撤廃など）」の要求が高まる。そして、七〇年五月には、東京商工会議所が大幅労基法改悪を政府につきつけるまでにいたった。

七〇年以降の日本帝国主義は政治的経済的海外侵略をさらに強め、国内においては、それにみあう合理化と労働支配の一環として、激増する災害・職業病に対し地ならし的に労働者の不満、斗いを抑圧することが必要となつた。

このようにして、改悪の敷石!! 労働安全衛生法の単独立法化が強行されたのである。

## 二 労働条件から切り離された安全はない

この安全衛生法改悪に一役買った北川労働安全衛生部長は①重大災害の抑制 ②激発する職業病（化学物質・頸腕・腰痛）の対策 ③下請災害の抑制 ④公害対策の規制をあげて、改「正」の主旨を宣伝している。

この意見に代表されるように、ブルジョアジーは、労災・職業

病を労働条件そのものに原因があるにもかかわらず、あたかも設備、環境のみの「人」の要素を無視した近代主義で解決するかのようを幻想をばらまいてくる。

安全は、労働条件そのものにあり、労働支配形態が災害の上昇にはくしゃをかけている。

資本の目的は、利潤追求にあり、労働力の最大活用と生産性向上にある。とりわけ、日本の特異な資本延命策は、重層下請という取扱機構と労働支配にあり、その中に災害の発生がある。

### 〔三〕 安全法規に対する原則は何か

我々の批判のとるべき原則は、資本のあくをき利潤追求によって傷つき倒れ殺されてゆく労働者をどう防止するのか、資本の無政府性による労働者の健康破壊をどのように防止するのかである。そのことはとりもなおさず労働者階級の力を背景にした、労働条件の規定である。

したがって、労働者階級のとるべき安全法規に対する一般的原則は、

- ① 劣悪労働条件の看視・摘發とその撤廃
- ② 劣悪な労働条件に起因して生じる疾病的当事者は労働者であり、それゆえ労働者の申立ての確保、尊重および危険労働の拒否権をふくむ諸制度の確立。
- ③ 最近の労災・職業病の起因として大きくなつた化学物質と疲労に対する安全対策の導入。
- ④ 被災の現実はあくまで本人の訴えが重要であり、したがつて「訴え」と「自覚症状」を基礎に労働条件、作業条件を改善させる方向のもり込みである。

これらの原則は、安全対策の原則上の基礎であり、最低限のものであろう。

(つづく)

機関紙紹介  
～～～～～  
労災・職業病ニュース  
No.1～No.4 ¥30  
日本の医療を告発する  
すべての人々のつどい  
(労災・聯業病部会)  
世話人・今井重信  
連絡先・東京都文京区  
湯島2-23-4  
全国医療連絡センター  
TEL 03(832)4018  
～～～～～

資料紹介  
労働安全衛生法案に  
反対する  
小木和孝  
(日本の医療を告発する  
全てのつどい)  
労働安全衛生法批判  
青山英康  
(関西労災・職業病No.3)  
新労働安全衛生法を  
めぐつて 藤本武  
労働安全衛生法案に  
ついて 倉橋義定  
労働安全衛生法案の  
ねらいと問題点  
車田敏夫  
(以上3文献・いのち  
Vol.6, 4)  
新労働安全衛生法の  
基本的問題点  
藤本武  
(労働法律旬報No.802)  
労働安全衛生法批判  
労働者不注意論の  
考え方について  
山下五郎(尼崎労健協・  
駿場学習会レジメ)  
～～～～～

\* \* \* \* \*

# 職場・地域・学園から

\* \* \* \* \*

編 集 部

滋賀労基行政を追求す

## 南大阪労災・職業病

### 対策会議発足す

4月22日結成大会に参加を！

日本の重工業の中心地であり、港湾労働者、中小企業労働者が圧倒的に多い南大阪地域には、毎年、いちじるしい労災事故・職業病が発生し、多数の専い労働者の生命と健康が消されていく。

南大阪で、労災・職業病を絶滅しようと、全港湾・全金を中心とする労働者が、去る三月五日、二年間の安全運動の経過をふまえ集まつた。この集会で、南大阪の労災・職業病と斗う「南大阪安全センター」設立に向け、南大阪労災・職業病対策会議（林通夫事務局長）が発足した。同対策会議は、結成にあたり以下の二点を確認した。①木工・下請・臨時工・季節工の労災問題と安全問題の追求を課題にし、地域の医師・弁護士・技術者などの組織化も行なう。②この会議への参加は、単組ごとの参加も、または個人参加も可。

四月二二日、六時から南大阪の大國町会館で、労災・職業病対策会議の結成集会を開く予定である。

(み)

(三豊支援共斗労災対策部)

三豊労災被害者Kさんの診断・治療を、京大病院に要求し、かちとったことは前号で報告した通りである。この闘争と同時に、支援共闘労災対策部会では、Kさんに対する労災保険打切（46年8月20日）の撤回を求めて滋賀労基局、八日市監督署を追及してきた。

46年当時、神鋼ファドラーから乗り込んで来た経営者連中は、療養中の労災患者に対して、強引に職場にもどらせようとする策動を開始した。そしてKさんに対しても、「体を慣らすように」と出勤させ、一方では、Kさんの印鑑を不正使用して打切補償としての傷害補償請求を出している。監督署もまた会社のこの意向を受けた形で、Kさんの知らない内に、療養補償打切から傷害補償給付の一連手続きを強行している。

この様な事実を知った我々は、直ちに労基局へ押しかけ、五回にわたる追及で、事実を認めさせるに至っている。しかし、打切処分撤回に関しては、「原処分である八日市監督署にしか権限がない。」と居直りを切めこんでいる。我々は今後、基準局の居直りを許さず、同時に「撤回の権限がある」監督署の責任を追及し、打切処分撤回・労災保険給付をかちとつていく決意である。

## 京大当局の

### 欺瞞的な毒物処理を許すな

(京大安全センター)



### 出稼労働者の失業保険改悪阻止 斗争、労災斗争に連帯しよう！

△△△△△

現在、京都大学で、実験室からである有機溶媒の焼却炉建設設計画が進められている。一昨年八月以降、京都大学を中心で斗われてきた毒物タレ流し糾弾斗争の過程で、その研究・教育の反人民性を暴露した大学は、その対策として、重金属・廃溶媒をはじめ全ての毒物をボリタンクに溜めるという方法をとってきた。しかし、その一方で、溜めた有機溶媒を堀へ持ち出して焼却し、ゴミを京都の比叡平へ不法投棄するというタレ流しを続けてきたことが昨年十月に地域住民・学生から暴露されている。

今回、急に具体化した廃溶媒焼却炉の建設設計画は、そうした背景の中で、大学当局が、より「合理的な」廃棄物処理をめざす集中処理センター構想への第一歩であることに注目しなければならぬ。そして、毒物タレ流し糾弾の斗争の中で指摘された、現場の地域・職場から一切かけ離れたところで進められ、明確に、その生活環境・労働環境を破壊する元凶となっている大学の教育・研究と、その生み出す現代科学技術に目を向けることなく、「いかに研究を、スマースに進めるのか。」といふ研究者の合理性のみを追求する、この集中処理の欺瞞性は、明らかである。

焼却炉の建設設計画は、現在、基本計画が完成し、その計画の実行段階に入っている。我々京大安全センターは、大学当局の学外建設という当初の思惑を糾弾、粉碎すると共に、学内研究者、学生を対象とした説明会を開催させるという方向で全学的な斗争をしていきたいと考えている。

(二)

三月三日 南大阪の部落解放センターにおいて、第十回全国出稼者組合連合・西日本大会が開かれた。大会では、従来は四ヶ月働きは失業保険が適用された出稼労働者に対し、「満六ヶ月働きなくては、失業保険を適用しない、さらに失業保険は一ヶ月に縮する」という政府による失業保険改悪問題が提起され、真剣な討論がかわされた。

この失業保険改悪は、とりもなおさず七〇年代にはいって「日本列島改造」により、農地や漁場を奪われ、生産や生活を奪われた農漁民を出稼労働者としてしか生活できなくなっている現代の差別・分断政策をさらに強化したものである。すなわち、農漁村部からの出稼農漁民を都市の下層労働者として固定化しようとしている。

出稼労働者は圧倒的に未組織であり、重工業や現業部門の季節工としているのであり、劣悪な労働条件、危険作業に巻かされている。それゆえ最も大きな労災の被害者の部分である。

われわれは、失業保険改悪阻止の運動を起こし、出稼労働者の労災斗争を支援する中で、出稼者と連帯していかねばなるまい。三月四日、全国出稼者組合連合は、総評、全港湾などの支援のもとに、大阪府に対し失業保険改悪に反対する協力を、また大阪労基にふんじん作業に対するじん肺法の適用などの労働改善を申請している。われわれは同連合のこれらの斗争に、今後ますます連帯を深めねばなるまい。

(三)

## 「京大労災・職業病センター」

の窓口をつくらす

関西労働者安全センター

水渡京大科研所長に確認さす

昨年11月17日、関西ブロッフ会議・関西労働者安全センターの代表は、京大総長に対して「労災・職業病、公害闘争にたいする

京都大学への協力要求書」を手交した。この中でブロッフ会議・安全センターは、京大当局がはたしてきた犯罪性を追及、自己批判に立つて、労働者・住民に大学の研究・治療設備および教育機関を全面的に開放するよう要求した。

12月17日、「要求書」に応えて、森理学部長らとの予備交渉がもたれ、当局側の「前向きの姿勢で検討する」との回答を得た。しかし以来、当局は「検討中」と解決を引きのばしてきた。

8月に入つて、関西労働者安全センターに組織加入している京大安全センターの学生諸君が中心となり、森理学部長に面会を求め、早急に部局長会議（各学部長、研究所長で構成）で結論を出すよう強く要求した。これをうけ、3月18日に第二回の部局長代表との交渉がもたれた。交渉は当局のいなおりと関西安全センターの追及で終始。安全センターは当局に「4月10日まで満足な解答をよせることを確認させた。

4月10日の京大当局の回答は、①暫定の「労災・職業病センター」窓口として、井上人事課長をあてる。②労災・職業病の専問委員会を全学的に人をつのり、設立するというものでつた。

4月11日、関西ブロッフ・関西安全センターは、京大に二百名におよぶ労働者、学生を結集し、京大施設開放への決意を新たにした。そして、代表は井上人事課長に会見、水渡科研所長に当局の二項の回答を再度、確認させ署名さす。「労災・職業病センター」の運営は現在の京大安全センター（関西安全センターに組織加入）が運営にあたり、労働者の意見を反映させることを確認させた。  
(と)

## ~~~じん肺患者の生活実態調査をせよ ~~~京滋じん肺患者同盟追及す

患者同盟の「生活実態調査をせよ」という要求に対し、京都府労政課は3月中に実践することを約束し、同志社大学・辻村助教授に依頼した。しかし、京都労基局の妨害にあり、調査は大幅に遅れている。労基局は、府下でじん肺法管理4に登録されている患者二七五名に「府が福祉行政の一環として実態調査するが、応じてもらえるかどうか。応じていただけるなら同封の葉書で返信されたい」という封書を送った。その結果、一〇二名分しか返信がなかつたということで、調査対象者を大幅に減らそうとした。  
同盟は、労基局に対し管理4の登録患者の名簿公開を求め、同盟の運動への妨害を追及した。しかし、労基局は「せんとしているおり、同盟の要求をはねのけ、「患者同盟の発送物は労基局で一切手をはって出す」と約束しただけだった。

(は)

## 説二 労働と病気

### 一 腰痛症

4

#### (1)はじめに

どんな職場でも腰痛の訴え率は、六割から八割あるといわれている。腰痛は、労働者にとって古くて常に新しい課題である。にもかかわらず、「腰が痛い」といえば、新婚病だとか、夜の勤めが多すぎるとかいう俗物ボンノ職制が今だ横行している。腰痛に対する斗いは、困難であるが、労働者の生きるために斗いにとつて重要であり緊急の課題である。

#### (2)腰痛発生の起因

腰痛一般をここで述べないが、職場で発生する腰痛は、昔から重量物運搬、振動、立作業労働者（例えば重量物運搬工場労働者、運送・タクシー運転手、看護婦等）の多くに腰痛が発生していた。

最近の特徴は、疲労の蓄積、労働密度の強化と単調緊張作業の中で、筋・筋膜性腰痛が増加している。

独占企業の中では、特に機械化・交代勤務・合理化の進向の中で、労働疲労の蓄積が、腰痛発生の原因となる。中小零細企業では、中腰、重量物取扱い、捨じるなどを長時間くりかえす中で発生をみている。

筋・筋膜性腰痛から、さらに椎間板・骨性障害により、一人の労働者の生き方・生活のし方まで重大な影響を及ぼす事態にまで至る場合をみる。

#### (3)斗いの振りおこし方

労災・職業病の斗いは、どの場合でもそうであるように、被災者の訴えを全員のものとする所から始まる。例えば、腰痛で休んだ人がいれば、いち早く、労組が会社に先がけ見舞いにいくとか、そういう基礎的な所から始る。特に労働条件・労働形態から発生する職場に対し、労組、安全委員会は、腰痛発生者がどの程度あるのか、どの程度、生活・労働に障害をきたしているのか、どのような治し方をしているのか、適確に実態把握する。またアンケート調査を通じて、職場労働者の訴えを労働条件・労働形態に対する斗いとすべきである。いわゆる認定斗争にしても、あくまで本人の救済処置の一つとして斗いの武器に活用すべきである。

このように現場労働の斗いを基礎に、産業別・地区別の共斗を作り、長時間労働・夜勤・作業スピード・反覆くりかえし作業・拘束姿勢などの腰痛発生職場の斗いの交流を通じて腰痛一掃の労働条件を解決する所にある。

#### (4)斗いの現状

新聞労連、全印総連、全自連、自治労、全通、建設、全金等の斗いの中で、企業内認定・企業内休業保障・治療費の会社負担などで、労働疲労の蓄積が、腰痛発生の原因となる。中小零細企業では、慢性的腰痛を引きおこす労働疲労との斗いにどう打ち勝つのか、労働量・拘束作業姿勢との斗いといふ資本の生産性との斗いにどう肉迫してゆくのか、これが全国的な斗いの地平の課題といえよう。

そのことは、合理化と差別分断の進向の中で体をこわしながら、

生きてゆくという労働者階級の現状・これとの斗いが、腰痛との斗争の今後の課題である。

## 5 被災者訴えにこだわり続けよう

労災職業病の原則!! 一名の被災者であろうと、その一人の被災者の訴えに皆が注目し、耳をそばだて、皆のものにする仲間意識の連帯と、被災者の訴えにこだわり続けることにこそ出発の基礎があり、また終りがある。腰痛との斗いも、決して科学的知識を要しない。労働者の直感こそ、最大の教師であり、真実性がある。ここからます出発すべきであり、ここにこだわりを持つべきである。

定期購読お願いします！  
労災職業病を斗う活動家関西ブロック  
関西労働者安全センター  
**機関紙 関西「労災・職業病」**  
連絡は編集代表・高橋正博まで  
(尼崎市口田中丸橋159-3)  
TEL 06(493)2660)

相談は次のところへ連絡を  
TEL 0726(96)7754 富田町診療  
所内 豊田(北摂労駆対策委)  
TEL 06(492)0250  
阪神医生協内尼崎労健協 藤井・山下  
TEL 06(358)2588  
岩井会内 三石  
TEL 075(751)2111内7917  
京大安全センター 津田・河合

文責 尼崎労健協  
(山下・清水・足達)

## おしらせ

### ○南大阪労災・職業病対策会議の結成集会に参加を !!

日 時 4月22日(月)午後6時~9時  
場 所 大国町会館(地下鉄大国町下車)  
連絡 TEL 06(552)1921~5 加藤海運内  
林 通夫(事務局長)

### ○関西労働者安全センター第4回学習会の案内

テーマ 労働安全衛生法批判  
講 師 山下五郎(尼崎労健協)  
日 時 4月25日(木)  
場 所 高槻市民会館(阪急高槻より徒歩で15分)

### ○日本の医療を告発するすべての人々のつどい

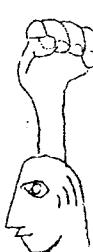
日 時 5月5日(日) 10時~6時  
場 所 東大病院各科講堂

※ 労災・職業病分科会に参加しよう！

### ○尼崎地区労災・職業病斗争交流集会の予定

日 時 6月22日(土)  
場 所 尼崎市労働福祉会館  
連絡 尼崎労健協 TEL 06(492)0250 阪神医生協内

## △編集後記▽



春斗ごくろうさまです。  
今号では、各職場での労災・職業病斗争の報告と、春斗におけるその重要性を中心に編集しました。  
また昨年18集会の第二分科会の報告も、遅ればせながら編集しました。

「関西労災・職業病」の定期購読よろしく！  
編集部 熊谷(京大安全センター)